

NTP EV 会員サービス入会申込書



次の通り[NTP EV 会員サービス]に入会を申し込みます。

年 月 日

氏名又は法人名					
所在地	〒				
連絡先	担当者名：		部署：		(法人の場合)
	電話番号：				
	メールアドレス：				
EV 車情報	車番	福井 300 あ 12-34	車種	<input type="checkbox"/> 三菱 i-MiEV <input type="checkbox"/> 日産 リーフ <input type="checkbox"/>	記入例
	車番		車種	<input type="checkbox"/> 三菱 i-MiEV <input type="checkbox"/> 日産 リーフ <input type="checkbox"/>	
	車番		車種	<input type="checkbox"/> 三菱 i-MiEV <input type="checkbox"/> 日産 リーフ <input type="checkbox"/>	
	車番		車種	<input type="checkbox"/> 三菱 i-MiEV <input type="checkbox"/> 日産 リーフ <input type="checkbox"/>	
	車番		車種	<input type="checkbox"/> 三菱 i-MiEV <input type="checkbox"/> 日産 リーフ <input type="checkbox"/>	
	車番		車種	<input type="checkbox"/> 三菱 i-MiEV <input type="checkbox"/> 日産 リーフ <input type="checkbox"/>	
特記事項					

NTP EV 会員サービス利用規約

第1条 会員

1. EV 会員（以下「甲」といいます）とは、株式会社ノーステック（以下「乙」といいます）に入会を申し込み、乙が入会を認めた方をいいます。
2. 甲は、入会申し込みとともに本規約に同意したものとします。
3. 甲は、乙が発行する「EV 利用者証」を乙から貸与される権利を有します。
4. 甲は、会員（法人）名、所在地、電話番号、車両番号を乙に通知するものとします。

第2条 EV 利用者証の貸与

1. 乙は、甲に EV 利用者証を発行し貸与します。
2. EV 利用者証は、車両1台につき1枚発行するものとします。
3. 甲は、善良なる管理者の注意をもって EV 利用者証を保管・管理するものとします。
4. 甲は、事前に乙に許可なく、第三者に EV 利用者証を貸与及び譲渡することはできません。

第3条 サービス内容

1. 甲は乙が設置又は管理する電気自動車充電器（以下「充電器」といいます）で、EV 利用者証が発行された車両に当面無料で充電ができるものとします。
2. 時間貸し駐車場の場合、その駐車場で定められた駐車料金が必要です。

第4条 EV 利用者証の紛失・盗難・再発行

万が一、甲が EV 利用者証を紛失・盗難された場合、速やかに乙指定の窓口に連絡するものとします。

第5条 EV 利用者証の追加発行

甲は EV の増車等の理由で新たに EV 利用者証が必要となった場合、乙指定の窓口に新規の登録車両番号を共に通知するものとします。

第6条 会員情報の変更

甲は第1条4項に定める会員情報に変更があった場合、速やかに乙へ通知するものとします。

第7条 サービスの解約

1. サービス期間中いつでも当サービスを解約できることとします。解約にあたり違約金等が発生することはありません。
2. 乙は当規約に違反する行為をされた甲に対し、甲の資格を取り消すことができます。

NTP 電気自動車専用充電スタンド ご利用方法



○EV 車の充電の前に

①充電用車室（24番）に入庫します

②精算機にて **2** **4** **精算** と押して、料金を表示します

③カード挿入口に、EV 利用者証を挿入します

④充電プラグのカバーの青ランプが点灯し、カバーのロックが解除されます

充電を開始してください

○EV 車の充電が終わったら

⑤充電プラグを元の位置に戻し、カバーを閉めます
赤ランプが点灯し、ロックがかかることを確認します

⑥精算機にて **2** **4** **精算** と押して、料金を表示します

⑦表示された駐車料金を投入します

⑧駐車ロック板が下がっていることを確認し、出庫します

ご利用ありがとうございました